

— 香美町事業者デジタル活用等整備支援事業補助金について —

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、地域産業力の向上のための新たな創意工夫による事業展開に取り組む町内の中小企業者及び個人事業者に対して、予算の範囲内で香美町事業者デジタル活用等整備支援事業補助金を交付します。

◆対象となる方

香美町内に本店又は本所を有する事業者で、国や県が実施する次の補助事業の採択を受けた事業者が対象です。

区分	対象事業(補助金名)
国	①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
	②小規模事業者持続化補助金
	③サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金
県	④地域企業デジタル活用支援事業補助金

※①・②は国の令和元年度補正予算、③は令和2年度補正予算により予算化された事業です。

◆補助対象となる経費

区分	対象事業(補助金名)	補助対象経費
国	①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	〔補助対象事業の実施に必要な経費〕 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運輸費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費
	②小規模事業者持続化補助金 (※事業再開枠を除く。)	〔販路開拓等又は業務効率化の取組みに要する経費〕 機械設置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費
	③サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金	〔IT 導入支援登録事業者による導入費用等に要する経費〕 ・サプライチェーンの毀損への対応 ・非対面型ビジネスモデルへの転換 ・テレワーク環境の整備 上記のいずれかの目的を含めた自社の事業の生産性を向上させるべく IT ツールを導入する事業
県	④地域企業デジタル活用支援事業補助金	〔地域産業力向上のためのデジタル技術等の活用経費〕 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬等経費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費

◆補助金の額

- ・補助対象経費の15%以内
- ・1事業者につき、60万円を限度
- ※ 1,000円未満の端数が生じたときは、切捨てとします。
- ※ 消費税及び地方消費税は除きます。

◆申請手続き等

- 申請書の受付期間 令和2年12月28日(月)まで
- 提出方法
役場観光商工課、または村岡・小代地域局へご提出ください。

◆申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書
- ②国又は県に補助金申請の写し

補助金の種類	提出いただきたい様式(いずれも写し)
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	様式第1 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係る補助金交付申請書及び補助事業計画書 様式第2 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係る補助金交付決定通知書
小規模事業者持続化補助金	様式第1-1 小規模事業者持続化補助金申請書及び補助事業計画書(様式2-1、様式3-1) 様式第2 小規模事業者持続化補助金交付決定通知書
サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金	電子申請により申請したサービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付申請書および補助事業計画書 様式第1 サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金交付決定通知書
地域企業デジタル活用支援事業補助金	様式第1 補助金交付申請書 様式第2 事業計画書 補助金の交付決定通知書

※ 公募時期によって様式番号が変更になっている場合がありますのでご注意ください。

◆お問い合わせ(提出)先

香美町観光商工課 商工労政係

〒669-6592

香美町香住区香住870-1

TEL: 0796-36-3355

FAX: 0796-36-3809